

第四次熊本県環境基本指針の概要

指針・計画の位置付け

【環境基本指針】 快適な環境の保全を図るため、県が行う生活環境及び自然環境に関する施策の方向を示す（対象期間：10年間）

【環境基本計画】 環境基本指針が示す施策の方向に沿って、施策項目ごとに具体的な施策の方向性、数値目標を掲げる（対象期間：5年間）

第三次環境基本指針 (平成23年度～令和2年度)

《策定の主な考え方》

- 地球温暖化の危機、資源の浪費による危機、生態系の危機という地球的規模の課題への対応
- 水俣病の教訓 環境破壊、汚染を未然に防ぐという観点
- 環境保全の取組みを経済発展の新たな成長要素として捉え、環境と経済の好循環の構築

【4つの目指すべき姿】

- ①低炭素社会 ②循環型社会
- ③自然共生社会 ④安全で快適な生活環境

【5つの行動指針】

(取組みを推進するための考え方)

- ①次世代に安全で快適に生活できる環境を引き継ぐ
- ②将来を展望し、今、行動する
- ③地球的な規模で考え、足元から行動する
- ④県民総ぐるみで、一人ひとりが主体的に行動する
- ⑤様々な主体とのネットワークを活用し行動する

【6つの環境施策の方向】

※基本計画の「章」に該当

- ①温室効果ガス排出の少ない低炭素社会の実現
- ②資源を適正に利用する循環型社会の実現
- ③熊本の特性を踏まえた自然共生社会の実現
- ④安全で快適な生活環境の実現
- ⑤県民総ぐるみで学び参加する環境保全行動
- ⑥環境配慮に向けた制度とネットワークの展開

【環境の現状】

- 地球温暖化や降雨パターンの変化等の気候変動が顕在化
- 海洋プラスチックごみ問題、生物多様性損失の危機
- 新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞で一時的にCO₂排出が減少。今後、経済活動回復の中でリバウンドが懸念。

【主な国内外の動き】

- 「持続可能な開発目標-SDGs」採択(2015.9)
- 「パリ協定」採択(2015.12)
→世界共通の目標 「2℃目標」「1.5℃の追求」
- IPCC「1.5℃特別報告書」(2018.10)
→「1.5℃」に抑制するためには、
2050年頃には正味ゼロ=「脱炭素社会」の実現が必要
- 国の第5次環境基本計画策定(2018.4)
→環境・経済・社会の統合的向上「**地域循環共生圏**」提唱
- 菅首相所信表明演説(2020.10)
→国内の「**2050年温室効果ガス実質ゼロ**」宣言

【県内の主な現状・課題等】

- 「**2050年県内CO₂排出実質ゼロ**」宣言(2019.12)
様々な分野において持続可能な排出削減対策が必要。
- 海洋プラスチックごみ削減のため、県民の協力等を得ながら「回収」「排出抑制」「リサイクル」の取組みが必要。
- ニホンジカ、イノシシ等による農林被害が深刻化。
本県の優れた景観や自然環境の保全、野生鳥獣の保護・管理の取組みが必要。
- 大陸からの移流等により、光化学オキシダントやPM2.5は高濃度の時季あり。要因分析、監視・情報提供の取組みが必要。
- 地下水位は近年微増傾向にあるが、長期的には低下傾向。
水量と水質両面での保全対策が必要。
- 県計画に基づき、国や関係県と連携した有明海・八代海等の再生に向けた総合的な取組みが必要。
- 熊本地震、令和2年7月豪雨等大規模な自然災害を経験。
水俣病の教訓に加え、こうした経験を踏まえ、地球規模の環境問題に率先して取り組む必要。

第四次環境基本指針(案) (令和3～12年度)

《策定の主な考え方》

- ゼロカーボン社会の実現に向けた取組みの推進
- ポストコロナ時代の環境負荷の軽減と経済活動を両立できる持続可能な施策や行動の定着
- 水俣病の教訓を踏まえ、環境破壊、汚染を未然に防ぐとともに、気候危機、大規模災害など様々なリスクに備える

【5つの目指すべき姿】

～2050年県内CO₂排出実質ゼロに向けた第1章～

- ①**ゼロカーボン社会** ②循環型社会
- ③自然共生社会 ④安全で快適な生活環境
- ⑤**様々なリスクに備えた社会**

【取組みを推進するにあたっての考え方】

- ① **SDGsや地域循環共生圏^{※1}の考え方を踏まえた課題解決**

※1：各地域が、その地域固有の資源を活かしながら、それぞれの地域特性に応じて異なる資源を持続的に循環させる自立・分散型のエリアを形成するという考え方。

- ② **あらゆる主体におけるパラダイムシフト^{※2}(変革)**

※2：常識的な考え方の枠組み(パラダイム)が、革命的、構造的に大きく転換(シフト)すること。

【7つの環境施策の方向】 ※基本計画の「章」に該当

- ①**ゼロカーボン社会・くまもとの推進**
- ②**循環型社会の推進**
- ③**熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現**
- ④**安全で快適な生活環境の確保**
- ⑤ **リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進**
- ⑥**環境立県くまもと型未来教育**
- ⑦**持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり**

第六次熊本県環境基本計画の概要

第1編 基本的事項
 計画策定の趣旨、計画の性格・位置付け 等

第2編 環境を取り巻く状況
 環境の現状、国内外の動き、前計画の成果と今後の課題

第3編 重点テーマ
 地球温暖化対策として、緩和策と適応策を両輪で推進

第4編 分野別計画 ※主な施策の方向性

1章 ゼロカーボン社会・くまもとの推進

(1) 地球温暖化対策の推進
 ・温室効果ガス排出量の現状や将来推計を基に2050年の排出量を予測。
 ・2050年ゼロカーボンに向けた4つの戦略を位置づけ。

- ①省エネルギーの推進
- ②エネルギーシフト
- ③電気のCO₂ゼロ化
- ④その他のCO₂の实质ゼロ化

○中間目標(2030年度)

県で見通しを立てた削減量	国の更なる追加施策による削減量	2030年度目標
Δ40%	Δ10%	⇒ Δ50%

○部門別取組み

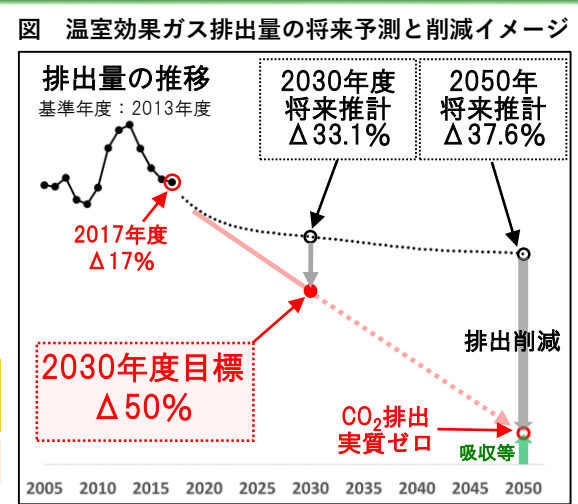
部門	2030年度目標	計画期間(2021~2025年度)の施策の方向性
i 家庭部門 (19.8%※1)	Δ29.5% (2017年度) ⇒ Δ47%	・住宅の新築やリフォーム時の断熱仕様の推進、ZEHや太陽光発電、再エネ電力の導入推進等
ii 産業部門・業務部門 (49.7%※1)	Δ16.7% ⇒ Δ35% Δ31.1% ⇒ Δ57% (2017年度)	・設備転換時の電化誘導、CO ₂ 削減に向けた企業等による課題解決、再エネ導入の推進等
iii 運輸部門 (20.7%※1)	+5.0%※2 (2017年度) ⇒ Δ27%	・エコドライブや宅配便の再配達防止活動の推進、次世代自動車の導入促進やインフラ普及への協力等
iv 廃棄物部門 (7.8%※1)	+20.1%※2 (2017年度) ⇒ Δ12%	・廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、熱回収の推進、フロン類の回収推進等

○横断的取組み

分野	2030年度目標	計画期間(2021~2025年度)の施策の方向性
i 再エネの導入推進	県内の再エネ導入量 150万 kL (原油換算)	再生可能エネルギーの導入促進、自家消費型の再エネ発電・蓄電の普及拡大等
ii 吸収源対策等の推進	森林吸収量 51.4万 t-CO₂	間伐や再造林等の適切な森林整備の推進、カーボンオフセット、固定化イノベーション等
iii 広域連携	-	地球温暖化防止活動推進員や県内市町村、国、その他地方公共団体との連携による取組み
iv 県民運動の推進	-	県民、事業者、行政等各主体の意識改革・行動変容の促進

2章 循環型社会の推進

(1) 資源循環の推進
 ○廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、熱回収の推進
 ○市町村における発電や熱利用等、環境に配慮した廃棄物処理施設整備の推進
 ○海洋プラスチックごみ削減に向けた陸域・海域における排出抑制、回収、リサイクル推進 **【強化】**
 ○バイオマスの活用推進 ○災害廃棄物の適正処理体制の構築



3章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現

(1) 森林、水辺等の自然環境の保全 **【新規】**
 ○地熱発電の導入促進と温泉資源保護の共存に向けた検討
 ○森林の多面的機能の維持増進のための森林整備の推進、豊かな森林を守り育てる意識の醸成
 ○有害鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の管理対策の強化、若手狩猟者の育成・確保 **【強化】**

(2) 生物多様性の保全に係る対策の推進
 ○国や地元市町村等と連携した外来生物対策
 ○環境にやさしい「くまもとグリーン農業」の推進
 ○自然の恵みを活かした体験型観光の開発支援、国立公園を活用した自然環境ツーリズム **【新規】**

4章 安全で快適な生活環境の確保

(1) 水環境に係る対策の推進 **【強化】**
 ○水田湛水事業(人為的な地下水かん養対策)の継続・拡大
 ○地域の状況に応じたきめ細かな硝酸性窒素対策の推進

(2) 大気環境に係る対策の推進 **【強化】**
 ○大気汚染防止法改正に伴うアスベスト対策の指導・監督体制強化

(3) オゾン層の保護対策の推進 **【強化】**
 (4) 騒音、振動、悪臭、光害などの対策の推進

(5) 土壌汚染と地盤沈下の対策の推進 **【強化】**
 (6) 化学物質・放射性物質の環境リスクの評価・管理

(7) 水銀フリー社会の実現に向けた取組み **【強化】**
 (8) 緑と水のある生活空間の保全・創造

(9) 良好な景観及び文化財の保全・創造 **【新規】**
 ○「『阿蘇』の景観を守る宣言」を踏まえた景観保全

5章 リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進

(1) 気候変動の影響への適応 **【強化】**
 ○気候変動への分野別対策を4分野から7分野に再編・拡充

・防災 ・水産業	→	i 農林水産業 iv 自然災害・沿岸域
・農業 ・健康		ii 水環境・水資源 v 健康
		iii 自然生態系 vi 産業・経済活動
		vii 県民生活

(2) 大規模災害への備え **【新規】**
 ○小型・分散型の再生可能エネルギー施設(「屋根置き太陽光発電施設+蓄電池」等)の普及促進
 ○人材育成(県・市町村職員、事業者)、広域処理を含めた災害廃棄物の適正処理体制構築

(3) ニューノーマルへの社会変革 **【新規】**
 ○オンライン会議等の環境負荷の低減につながる行動変容の定着促進や、地域資源を活かした自立・分散型の社会形成

(4) 球磨川流域における「緑の流域治水」の推進 **【新規】**
 ○「緑の流域治水」の実現に向けて、国、県、流域市町村、住民等の力を結集し、河川の整備や遊水地の活用、森林整備、新たな流水型ダムや田んぼダムの推進、避難体制の強化等
 ○再生可能エネルギーの導入推進によるゼロカーボン先進地の創出

6章 環境立県くまもと型未来教育

(1) 未来を支える人づくり
 ○「水俣に学ぶ肥後っ子教室」による水俣病の理解促進、環境保全行動意欲の育成
 ○環境センター等における環境教育・学習の推進
 ○持続可能な社会の実現に向けた消費活動の推進 **【新規】**

(2) 豊かなくまもとを守り育てる地域づくり

7章 持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり

(1) 環境アセスメントの推進 (2) 環境情報・研究のネットワーク化 (3) 国際協力の推進

環境立県くまもとの実現 循環、共生を包含したゼロカーボンをベースとし、環境、経済、社会の統合的向上が図られるとともに、環境リスク・気候危機等のリスクにも備えた持続可能な社会